

「野々市市子ども・子育て支援事業計画」中間見直しについて

「野々市市子ども・子育て支援事業計画」について

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、保護者の就労状況や利用希望などのアンケート結果から、計画期間である平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の「量の見込み」と、必要になる「確保方策」を定めています。

計画の見直しについて

国の基本指針において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、～略～ 当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

本市でも、計画の中間年にあたる今年度（平成 29 年度）、計画値と平成 28 年度実績を確認した結果、値に乖離が確認されたため、中間見直しを実施したいと考えています。

見直しの要否の基準（国から示された「作業の手引き」抜粋）

◆教育・保育の量の見込み

平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごと（3 号認定については、0 歳児と 1・2 歳児ごと。）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも 10% 以上のかい離がある場合（実績値／量の見込み $\leq 90\%$ 、 $110\% \leq$ 実績値／量の見込みとなる場合）には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10% 以上のかい離がない場合についても、

- ① 平成 29 年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
- ② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

には、「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。